

地域経済を牽引する事業者を誘致

府内初 重点促進区域指定で産業立地の促進を

地域未来投資促進法に基づき、大阪府と枚方市が共同で作成した「大阪府枚方市基本計画(第2期)」に令和7年4月1日付けで国が同意した。これにより、第1期基本計画と同様に、市で地域経済牽引事業(※)を行う事業者は、事業計画が大阪府知事の承認を受けた場合、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となる。また、第2期基本計画では、市内で重点的に産業集積を図る区域(重点促進区域)を府内で初めて設定し、事業者が産業用地を確保しやすい環境整備を図る。

※「地域経済牽引事業」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域内の取引の拡大、受注の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のこと。

★基本計画の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かした成長性の高い分野に政策資源を集中投入し、地域経済の波及効果を生み出していくことを目的としている。

本市は第1期計画と同様に、成長性の高い分野を機械器具、金属製品、プラスチック製品等の製造業の産業集積を活用した「成長ものづくり分野」と医療系大学、総合病院、福祉施設等の集積を活用した「医療・ヘルスケア分野」に定めている。2分野における事業者は、「地域経済牽引事業計画」を策定し、大阪府の承認を得ることができれば、法人税の減税や日本政策金融公庫からの固定金利での融資、信用保証協会による債務保証などの支援措置を受けることができる。さらに第2期基本計画では、重点促進区域(重点的に産業集積を図る区域)を府内で初めて指定し、事業者が産業用地を確保しやすい環境整備を図る。

★重点促進区域の概要

○指定区域

- ・茄子作・高田地区にあたる「第二京阪道路沿道産業集積ゾーン」
- ・長尾駅周辺地区にあたる「長尾駅周辺沿道産業集積ゾーン」

○効果

市として重点的に産業集積を図る場所をあらかじめ示すことで、企業誘致の観点から有効となる。

★計画の対象区域と適用期間

鳥獣保護区などを除く市域全域を対象。令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

※参考：第1期基本計画の適用期間：令和元年6月28日から令和7年3月31日まで

★主な支援措置

○税制による支援措置…建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大6%)

○その他の支援措置…日本政策金融公庫からの固定金利での融資、信用保証協会による債務保証、農地転用許可等の手続きに関する配慮、市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮等

<お問い合わせ>

観光にぎわい部 商工振興課 ☎ : 072-841-1325 FAX : 072-841-1278